

## 八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八尾市（以下「市」という。）が発注する物品購入等（委託・役務業務を含む。以下同じ。）の適正な履行を確保するため、競争入札の参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、物品購入等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 指名停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときの当該指名停止の始期は、新たに指名停止の措置要件に該当すると認定した日とする。

3 有資格業者が次の各号の1に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第5号から第7号まで又は第8号から第11号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5号から第7号まで

又は第8号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。
- 6 市長は、指名停止業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は36ヶ月を超えないものとする。
- 7 市長は、指名停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。
- 8 合併等により指名停止業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引継ぐものとする。

（指名停止の通知）

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、前条第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した物品購入等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 市長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、契約の相手方とすることができる。

- (1) 非常災害時の特に急を要する物品購入等、特別な技術を要する物品購入等又は特にやむを得ない事由があるとき。
- (2) 現に契約履行中の物品購入等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (3) 時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止業者が市の契約に係る物品購入等の一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 八尾市物品購入業者指名停止基準（昭和59年12月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要領の施行日において、八尾市物品購入業者指名停止基準の規定により現に実施されている指名停止措置については、前項の規定にかかわらず、当該措置の期間終了日まで継続するものとする。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

別表第 1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 八尾市の発注する物品購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料及び契約締結時等の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑請負)</p> <p>2 八尾市と締結した契約に係る物品購入等（以下「市発注物品等」という。）の請負に当たり、過失により請負を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>
<p>3 大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県、滋賀県、三重県及び福井県（以下「近畿府県」という。）内における請負で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般発注物品等」という。）の請負に当たり、過失により請負を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、市発注物品等の請負に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注物品等の請負に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)又は(2)の 1 に該当するとき。 (1) 公衆に死亡者を出したとき。 (2) 公衆に負傷者を出し、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12 ヶ月以上 24 ヶ月以内 3 ヶ月以上 18 ヶ月以内</p>
<p>6 一般発注物品等の請負に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)又は(2)の 1 に該当するとき。 (1) 公衆に死亡者を出したとき。 (2) 公衆に負傷者を出し、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた請負関係者事故)</p> <p>7 市発注物品等の請負に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)又は(2)の1に該当するとき。</p> <p>(1) 請負関係者に死亡者を出したとき。</p> <p>(2) 請負関係者に負傷者を出したとき。</p> <p>8 一般発注物品等の請負に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)又は(2)の1に該当するとき。</p> <p>(1) 請負関係者に死亡者を出したとき。</p> <p>(2) 請負関係者に負傷者を出したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヵ月以上18ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
--	---

## 別表第2

## 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(入札)</p> <p>1 有資格業者（法人であるときはその役員。以下同じ。）又はその使用人が、市発注物品等の競争入札の公正な執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>(契約不履行)</p> <p>2 有資格業者が市発注物品等の競争入札において落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき、又は正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>(契約妨害)</p> <p>3 有資格業者又はその使用人が、市発注物品等の落札者の契約の締結、又は契約者の契約の履行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12ヵ月以上24ヵ月以内</p>
<p>(監督、検査等の妨害)</p> <p>4 有資格業者又はその使用人が、市発注物品等の監督又は検査の実施、その他契約に関する業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヵ月以上24ヵ月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>5 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p> <p>12ヵ月以上24ヵ月以内</p> <p>9ヵ月以上18ヵ月以内</p> <p>6ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>6 次のイ、ロ又はハに掲げる者が前号に掲げる以外の近畿府県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p> <p>9ヵ月以上18ヵ月以内</p> <p>6ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>3ヵ月以上6ヵ月以内</p>

<p>7 次のイ又はロに掲げる者が近畿府県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等</p>	<p>6ヵ月以上12ヵ月以内 3ヵ月以上6ヵ月以内</p>
(独占禁止法違反行為)	
<p>8 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヵ月以上14ヵ月以内</p>
<p>9 次のイ又はロに掲げる契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 市発注物品等 ロ 市発注物品等以外</p>	<p>6ヵ月以上18ヵ月以内 3ヵ月以上14ヵ月以内</p>
(競売入札妨害又は談合)	
<p>10 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6ヵ月以上18ヵ月以内</p>
<p>11 次のイ又はロに掲げる契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 市発注物品等 ロ 市発注物品等以外</p>	<p>12ヵ月以上36ヵ月以内 6ヵ月以上18ヵ月以内</p>
(暴力行為等)	
<p>12 有資格業者又はその使用人が、次のイ、ロ又はハに掲げる者に対する暴力行為等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 市の職員 ロ 前号以外の近畿府県内の公共機関の職員 ハ 近畿府県外の公共機関の職員</p>	<p>12ヵ月以上24ヵ月以内 6ヵ月以上12ヵ月以内 3ヵ月以上6ヵ月以内</p>
(その他の法令違反)	
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者又は使用人が物品購入等にあたり、関係法令に違反し、処分を受けたとき。</p>	<p>処分を知った日から 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>

<p>1 4 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）の規定に従わないとき。</p> <p>イ 同条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき</p> <p>ロ 同条例第9条第2項の規定に基づく報告を本市にしなかったとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 ヶ月</p> <p>2 ヶ月</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>1 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>1 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 ヶ月以上9 ヶ月以内</p> <p>1 ヶ月以上9 ヶ月以内</p>
<p>（営業不振）</p> <p>1 7 有資格業者が、不渡手形の発行等により営業不振になったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>再建したと認められるまで</p>
<p>（その他）</p> <p>1 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者として不適當な事由があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 ヶ月以上24 ヶ月以内</p>



